

(8) その他の改正

1. 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止等された文部科学大臣が指定する文化芸術・スポーツイベントのうち、チケット等の払い戻しを辞退した場合、当該辞退した金額のうち20万円までの金額について、寄附金税額控除を受けることができます。

●文部科学大臣が指定するイベントや手続きについて

指定イベント一覧や手続きについては、文化庁またはスポーツ庁のホームページから確認いただけます。

2. 低未利用土地等の適切な利用・管理を促進するための譲渡所得の特別控除

低未利用土地の譲渡（親族間は除く。）をした場合には、譲渡所得から100万円（その譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、その譲渡所得の金額が控除額になります。）の特別控除を適用することができます。特別控除が適用となる要件は、次のとおりです。

- ① 譲渡価格がその上にある建物等を含めて500万円以下の譲渡であること
- ② 譲渡した年の1月1日で所有期間が5年を超えること
- ③ その土地等が都市計画区域内に所在すること
- ④ 低未利用土地等であったことおよび譲渡後の土地の利用等について市区町村の長が確認した書類が確定申告書に添付されていること

※低未利用土地等：居住、事業の用その他の用途に供されておらず、またはその利用の程度が周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比して著しく劣っていると認められる土地

※適用期間：令和2年7月1日から令和4年12月31日まで